

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)

関係の手数料 別表第10

別表第6の1の項事務の欄中「次項又は3の項に該当する場合」を「住宅の新築を行う場合であって、3の項又は5の項に該当するとき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」に改め、同表8の項を同表12の項とし、同表7の項を同表11の項とし、同表6の項事務の欄中「審査（）」の次に「住宅の新築を行う場合であって、」を加え、「場合」を「とき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中「3の項」を「5の項」に改め、同項を同表10の項とし、同項の前に次のように加える。

9	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築	登録住宅性能評価機関の発 行する適合証	4の項に規定する金額の2分の1 の額
---	--------------------------------	------------------------	-----------------------

	等計画の変更の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付されたときに限る。）	が添付された場合の既存長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	
--	--	---------------------------------	--

別表第6の5の項事務の欄中「審査（」の次に「住宅の新築を行う場合であって、」を加え、「場合」を「とき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同項金額の欄中「2の項」を「3の項」に改め、同項を同表8の項とし、同項の前に次のように加える。

7	長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、9の項に該当するときを除く。）	既存長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	2の項に規定する金額の2分の1の額
---	--	------------------------	-------------------

別表第6の4の項事務の欄中「次項又は6項に該当する場合」を「住宅の新築を行う場合であって、8の項又は10の項に該当するとき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同項を同表6の項とし、同表3の項事務の欄中「審査（」の次に「住宅の新築を行う場合であって、」を、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「（平成11年法律第81号）」を加え、「場合」を「とき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」に改め、同項を同表5の項とし、同項の前に次のように加える。

4	長期優良住宅促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付されたときに限る。）	登録住宅性能評価機関の発行する適合証が添付された場合の既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅 20,000円 (2) 共同住宅等 ア 総住戸数が1戸から5戸までのもの 38,000円を申請住戸数で除して得た額 イ 総住戸数が6戸から10戸までのもの 62,000円を申請住戸数で除して得た額 ウ 総住戸数が11戸から25戸までのもの 103,000円を申請住戸数で除して得た額 エ 総住戸数が26戸から50戸までのもの 166,000円を申請住戸数で除して得た額 オ 総住戸数が51戸から100戸までのもの 253,000円を申請住戸数で除して得た額 カ 総住戸数が101戸から200戸までのもの 431,000円を申請住戸数で除して得た額 キ 総住戸数が201戸から300戸までのもの 546,000円を申請住戸数で除して得た額 ク 総住戸数が301戸以上のもの 619,000円を申請住戸数で除して得た額
---	--	---	--

別表第6の2の項事務の欄中「審査（」の次に「住宅の新築を行う場合であって、」を加え、「場合」を「とき」に改め、同項名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「新築長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」に改め、同項を同表3の項とし、同項の前に次のように加える。

2	長期優良住宅促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（既存の住宅の増築又は改築を行う場合であって、4の項に該当するときを除く。）	既存長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅 70,000円 (2) 共同住宅等 ア 総住戸数が1戸から5戸までのもの 186,000円を申請住戸数で除して得た額 イ 総住戸数が6戸から10戸までのもの 297,000円を申請住戸数で除して得た額 ウ 総住戸数が11戸から25戸までのもの 592,000円を申請住戸数で除して得た額 エ 総住戸数が26戸から50戸までのもの 1,061,000円を申請住戸数で除して得た額 オ 総住戸数が51戸から100戸までのもの 1,824,000円を申請住戸数で除して得た額 カ 総住戸数が101戸から200戸までのもの 3,375,000円を申請住戸数で除して得た額 キ 総住戸数が201戸から300戸までのもの 4,825,000円を申請住戸数で除して得た額 ク 総住戸数が301戸以上のもの 5,916,000円を申請住戸数で除して得た額
---	--	----------------------	---

別表第6備考第2項中「(平成11年法律第81号)」を削り、同表備考第3項中「、2の項又は3の項」を「から5の項まで」に改め、同表備考第4項中「4の項、5の項又は6の項」を「6の項から10の項まで」に、「、2の項又は3の項」を「から5の項まで」に改め、同表備考第5項中「、2の項又は3の項」を「から5の項まで」

に改め、同表備考第6項中「4の項、5の項又は6の項」を「6の項から10の項まで」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第10（第2条第10号関係）

項	事務	名称	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 住宅部分 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア 適合証又は設計住宅性能評価書の写しが添付される場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸 5,000円 (イ) 共同住宅等の全体 次のaからdまでに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額 a 300平方メートル未満 10,000円 b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 20,000円 c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 44,000円 d 5,000平方メートル以上 78,000円 イ 適合証又は設計住宅性能評価書の写しが添付されない場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 一戸建ての住宅又は共同住宅等の住戸

			次の a 又は b に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める額
		a	200平方メートル未満 31,000円
		b	200平方メートル以上 34,000円
		(イ)	共同住宅等の全体 次の a から d までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ a から d までに定める額
		a	300平方メートル未満 61,000円
		b	300平方メートル以上2,000平方メートル未満 102,000円
		c	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 174,000円
		d	5,000平方メートル以上 249,000円
		(2)	住宅部分以外の部分 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
		ア	適合証が添付される場合 次の(ア)から(カ)までに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ(ア)から(カ)までに定める額
		(ア)	300平方メートル未満 10,000円
		(イ)	300平方メートル以上2,000平方メートル未満 26,000円
		(ウ)	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 78,000円
		(エ)	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 123,000円
		(オ)	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 155,000円
		(カ)	25,000平方メートル以上 194,000円

イ 適合証が添付されない場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額			
(ア) モデル建物法 次の a から f までに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ a から f までに定める額			
a 300平方メートル未満 77,000円			
b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 129,000円			
c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 209,000円			
d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 273,000円			
e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 328,000円			
f 25,000平方メートル以上 385,000円			
(イ) 標準入力法・主要室入力法 次の a から f までに掲げる住宅部分以外の部分の面積の区分に応じ、それぞれ a から f までに定める額			
a 300平方メートル未満 201,000円			
b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 325,000円			
c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 464,000円			
d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 572,000円			
e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 676,000円			

			f 25,000平方メートル以上 771,000円
2	建築物省 エネ法第 31条第 1項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画の変更 の認定の 申請に対 する審査	建築物エ ネルギー 消費性能 向上計画 変更認定 申請手数 料	1の項に規定する金額の2分の1の額
3	建築物省 エネ法第 36条第 1項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性 能に係る 認定の申 請に対す る審査	建築物エ ネルギー 消費性能 認定申請 手数料	次の(1)又は(2)に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額 (1) 住宅部分 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア 適合証、認定通知書又は建設住宅性能評価書が添付される場合 1の項(1)アに定める額（共同住宅等の住戸に係る額を除く。） イ アに掲げる場合以外の場合 次の(イ)又は(イ)に掲げる評価基準の区分に応じ、それぞれ(イ)又は(イ)に定める額 (イ) 性能基準 次のa又はbに掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれa又はbに定める額 a 一戸建ての住宅 次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞ

			れ(a)又は(b)に定める額
			(a) 200平方メートル未満 31,000円
			(b) 200平方メートル以上 34,000円
		b 共同住宅等	次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額
			(a) 300平方メートル未満 61,000円
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 102,000円
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 174,000円
			(d) 5,000平方メートル以上 249,000円
		(イ) 仕様基準	次のa又はbに掲げる審査の対象となる住宅の区分に応じ、それぞれa又はbに定める額
		a 一戸建ての住宅	次の(a)又は(b)に掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)又は(b)に定める額
			(a) 200平方メートル未満 16,000円
			(b) 200平方メートル以上 17,000円
		b 共同住宅等	次の(a)から(d)までに掲げる住宅部分の面積の区分に応じ、それぞれ(a)から(d)までに定める額
			(a) 300平方メートル未満 29,000円
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 51,000円
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 91,000円
			(d) 5,000平方メートル以上 138,000円

			(2) 住宅部分以外の部分 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア 適合証又は認定通知書が添付される場合 1 の項(2)アに定める額 イ アに掲げる場合以外の場合 1 の項(2)イに定める額
--	--	--	---

備考

- 1 住宅部分とは、居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分进行いう。
- 2 適合証とは、建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が証する書面をいう。
- 3 設計住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。
- 4 モデル建物法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロ、第8条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。
- 5 標準入力法・主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ、第8条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。
- 6 認定通知書とは、建築物省エネ法第30条第1項の規定による認定（建築物省エネ法第31条第2項の規定により準用される場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをいう。
- 7 建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。
- 8 性能基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項

第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準をいう。

9 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。

10 建築物が、住宅部分及び住宅部分以外の部分を有する場合の手数料の額は、当該それぞれの部分に係るこの表に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

11 1の項において、建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1申請（建築物又は申請住戸数が2以上のものを含む。この項及び次項において同じ。）当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項に規定する金額を加算する。

12 2の項において、建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定により建築基準関係規定への適合性審査の申出があった場合は、1申請当たり別表第1の1の項に規定する金額を加算する。この場合において、建築基準関係規定への適合性審査の対象に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれるときは、1申請当たり別表第1の2の項又は同表3の項に規定する金額を加算する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提出理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行等に伴い、手数料の新設をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。